

仕様書

名古屋市立大学医学部附属西部医療センター内名古屋陽子線治療センター（以下「病院」という。）における陽子線治療計画システム保守業務委託は、本仕様書に基づいて行うものとする。

1. 保守期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2. 保守対象

RaySearch 社製陽子線治療計画システム RayStation（令和5年3月インストール）

【構成】

RayStation Planning	臨床用	2台
rayPencilScanning	臨床用	2台
rayProtonPhysics	臨床用	2台
rayBiology	臨床用	1台
rayDeformable	臨床用	1台

RaySearch 社製陽子線治療計画システム RayStation（令和6年11月インストール）

【構成】

RayStation Planning	臨床用	2台
rayPencilScanning	臨床用	2台
rayProtonPhysics	臨床用	2台

ただし、令和6年11月インストール分については、保守期間を令和7年12月1日から令和8年3月31日までとする。

3. サポートおよびアップデートの保守サービス

RaySearch 社製陽子線治療計画システム RayStation（以下「RayStation」という。）について、以下の運用・保守内容により、ソフトウェアのサポートおよびアップデートの保守サービスを提供すること。

また RayStation がインストールされたコンピュータ及び RayStation の稼働に必要な補助装置類について、ハードウェアの維持管理に努めること。

(1) サポートの対応時間及び要請方法

サポート対応時間は、土日祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとし、この期間外のサポートサービスは、個別の相談に従って対応すること。サポートの要請は、サービス担当者への電話、電子メール及び Web ポータル等を介して対応すること。

(2) サポート対応の種類

ソフトウェア及びハードウェアのエラーや欠陥、誤動作、または不適合等が生じ

た場合、不具合の重大度に応じて下記のとおり対応を実施すること。

ア ソフトウェアが「動作不能である」、「誤った結果を生成する」といった重篤性の高い事象が発生した場合は、問題の診断と修正を可及的速やかに開始すること。電話による応答を1時間以内に提供し、48時間以内に問題を解決するために最善を尽くすこと。受託者が許容可能な回避策を提供した場合、下記ウの対応とする。

イ ソフトウェアのパフォーマンスが、妥当な負荷であるにもかかわらず大幅に低下し使用に重大な影響が生じる場合、ソフトウェアは使用可能であるが実質的に不完全である場合、1つ以上の主な機能・コマンドが操作不能である場合、その他使用にあたって大きな影響がある場合は、問題の診断と修正を可及的速やかに開始すること。電話による応答を4時間以内に提供し、5日以内に問題を解決するために最善を尽くすこと。受託者が許容可能な回避策を実施した場合、下記ウの対応とする。

ウ ソフトウェアの使用に重大な影響はないが、最適に機能しない場合は、受託者は次のアップデート等で問題を解決するために最善を尽くすこと。

(3) ソフトウェア保守サービスの内容

ソフトウェアの適切な動作及び維持管理のために必要となるサポート情報の提供を行うこと。

また、少なくとも年1回のソフトウェアのアップデート（ソフトウェアのバグ修正、改善、機能変更を含むバージョンアップを意味する。）を提供すること。アップデートにあたっては、委託者に対して製品更新の重要性を説明すること。

機器稼働に必要なオペレーティングシステム及び動作環境の維持管理も、ソフトウェア保守サービスに含まれる。

なお、アップデートに伴い更新されるライセンスは導入当初の内容を踏襲するものであって、有償で提供可能となる新機能の追加は、本保守に基づくアップデートに含まない。

また、有償のオペレーティングシステムアップグレードや機能追加は、本保守に含まない。

(4) ハードウェア保守サービスの内容

RayStationがインストールされたコンピュータ及びRayStationの稼働に必要な補助装置類を含むRaySearch社が納入したハードウェア（以下「ハードウェア」という。）の維持管理を行うこと。

ハードウェアに障害の疑いがある場合は、製造元保守内容に基づき保守対応の取次ぎを行い、障害箇所の特定に作業支援が必要となった場合は、適宜人員を派遣して、現地にて作業を行うこと。

なお、ハードウェアの保守は既存構成の維持・管理を行うものであって、今後ソフトウェアのアップデートに際し、動作要件に合致しなくなった際の機器の増設・更新は含まない。

また消耗に伴うUPSバッテリーの交換について、バッテリーの費用は本保守に含

まない。

ハードウェアの製造元は推奨する保守期限を使用開始から5年としているため、5年を超えた使用においては、作業支援及び助言を行うものの、物理障害が判明した際の修理費用については別途協議のうえ決定するものとする。

4. 定期点検報告書及び故障修理報告書

各報告書は担当者の確認を得た後、陽子線治療技術科へ提出するとともに、写しを1部運営企画室へ提出すること。問題が発見された場合はその原因及び対策に関して各報告書に記載すること。

5. 除外事項

次に掲げる故障については、本契約から除外する。

- (1) 病院の故意若しくは重大な過失又は病院設備（電気、空調等）の異常による故障
- (2) 病院独自に変更又は改造した機器の故障
- (3) 受託者以外の者が保守又は修理したことに起因する故障
- (4) 受託者の承認なしに機器を移動又は再設置したことに起因する故障
- (5) 天災その他の不可抗力による故障

6. 委託料の支払い

- (1) 委託者は、契約期間中に保守業務の完了検査を履行開始日から令和7年9月末までとその他の期間とで分けて2回行うものとし、受託者は、検査に合格した後に当該業務に係る委託料の支払いを請求することができるものとする。
- (2) 受託者は、(1)における検査の際に、4に定める報告書及びその他保守業務を履行したことが確認できる書類等を委託者に提出するものとする。ただし、既に病院へ報告書が提出されている等の理由で重複する場合その他委託者が必要でないと認めるときは、受託者は、当該書類の提出を省略することができるものとする。

7. 妨害又は不当要求に対する届出義務

- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、(1)の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としてない措置を講じることがある。

8. その他

- (1) 業務の履行に当たり、別記1「障害者差別解消に関する特記仕様書」及び別紙1

「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、円滑な陽子線治療業務の遂行のため、保守対象機器全般に係る下記の技術支援を行うこと。

① チューニングに関する技術支援

② 電子メール等で技術情報の交換が可能な体制をとり、取扱方法に関する問い合わせへの専門技術者の対応

(3) ソフトウェアのアップデート及びバグ対応について、システム全体への影響について事前に調査を行い、実施の可否及び時期について病院担当者と協議の上で作業を行うこと。

また、発生頻度の高い障害については、その予防及び改善方法について、病院担当者と協議の上、その指示に従うこと。

(4) 保守に必要な機器等及び消耗品については、受託者が負担すること。

(5) 受託者は、当該業務を行うにあたって知り得た委託者の業務上の情報を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。

(6) 本仕様書に記載のない事項については、病院担当者と協議の上、実施するものとする。

(別記1)

障害者差別解消に関する特記仕様書

(対応要領に沿った対応)

第1条 この契約による事務事業の実施（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）及び愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号）に定めるもののほか、公立大学法人名古屋市立大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(対応指針に沿った対応)

第2条 前条に定めるもののほか、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

情報取扱注意項目

(基本事項)

第1 この契約による本学の保有する情報の取扱い（以下「本件業務」という。）の委託を受けた者（以下「乙」という。）は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例（平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）、名古屋市個人情報保護条例（令和4年名古屋市条例第56号。以下「保護条例」という。）その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た本学の保有する情報（公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）が、利用、提供、廃棄等について決定する権限を有し、事実上当該情報を管理しているといえるものをいう。）の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の本学の保有する情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正取得)

第4 乙は、本件業務を履行するために、個人情報（保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を収集するときは、当該業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

第5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、本学の保有する情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
2 前項の規定は、契約の終了（契約を解除した場合を含む。以下同じ。）後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、本学の保有する情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
3 乙は、機密情報（名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）第28条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。）の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託（以下「再々委託」という。）させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りでない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、本学の保有する情報が記録された資料及び成果物（甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却及び処分)

第8 乙は、本学の保有する情報が記録された資料のうち甲から取得したものを取り扱う必要がなくなったときは、その都度速やかに甲に返却しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。
2 乙は、前項に規定する場合を除き、本学の保有する情報を取り扱う必要がなくなったときは、その都度確実かつ速やかに切断、溶解、消磁その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(情報の授受及び搬送)

第9 本学の保有する情報並びに本学の保有する情報が記録された資料及び成果物の授受は、全て甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。
2 乙は、本学の保有する情報を搬送する際には、漏えい、滅失又は毀損が起こらないようにしなければならない。

(報告等)

第10 乙は、甲が本学の保有する情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒んではならない。また、甲が本学の保有する情報の保護について報告を求めたときは、これに応じなければならない。
2 乙は、本学の保有する情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護法、保護条例その他情報保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければならない。
2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護法に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
3 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
4 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び本学の保有する情報の目的外利用の禁止又は制限に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

第 12 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めるときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (1) 契約を解除すること。
- (2) 損害賠償を請求すること。
- (3) 本学の保有する情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第 34 条第 1 項の規定に基づき勧告し、その勧告に従わなかったときは、同条第 2 項の規定に基づきその旨を公表すること。

2 前項第 2 号及び第 3 号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

(特定個人情報に関する特則)

第 13 乙は、本件業務が特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱う事務である場合、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、本件業務の履行場所から特定個人情報を持ち出してはならない。

2 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者を明確にしなければならない。なお、甲から求めがあるときは、特定個人情報を取り扱う者について速やかに報告しなければならない。

3 乙は、本件業務において特定個人情報を取り扱う者に対し、番号利用法その他特定個人情報の保護に係る関係法令を周知するなど特定個人情報の保護に関し十分な教育を行うとともに、特定個人情報の取扱いについて監督しなければならない。

4 乙は、前 3 項に規定する事項のほか、番号利用法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者としての義務を果たすこと。ただし、当該業務が個人番号関係事務の場合は、「第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者」を「第 2 条第 13 項に規定する個人番号関係事務実施者」と読み替えるものとする。

(電子情報の消去に関する特則)

第 14 乙は、甲が使用する機器の記録媒体を廃棄又はリース（賃貸を含む。）をしている機器の記録媒体を返却するに当たり、本件業務により当該機器の記録媒体に記録された電子情報の消去を行う場合は、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にしなければならない。

2 乙は、前項の消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、甲の確認を受けなければならない。